

福政一1286
平成28年9月1日

各県所管社会福祉法人 理事長様

秋田県健康福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等の台風・大雨災害防止の徹底について（通知）

台風第10号の影響による大雨により、岩手県岩泉町のグループホームで死者が発生する痛ましい事故が発生いたしました。

今後、9月以降の台風シーズンを迎えることから、貴法人におかれましては、社会福祉施設等における非常災害防止体制の確保及び避難・通報体制の確保、非常災害時マニュアルの周知徹底等、自然災害防止対策の一層の徹底を図られますようお願いいたします。

- ・市町村で作成したハザードマップを参考にする等、社会福祉施設周辺で発生する可能性のある災害を想定すること。
- ・施設消防計画、施設非常災害時マニュアルを周知徹底すること。
- ・日中及び夜間における非常災害時連絡体制を確保すること。
- ・気象庁の災害情報、自治体の避難情報、交通情報等の災害情報の取得方法を確認すること。
- ・施設内避難路を確認・確保すること。
- ・懐中電灯、災害用ラジオ等備蓄品の点検すること。
- ・地域住民や消防団との連携協力の下、地域の防災体制の強化に努めること。
- ・災害の発生が予想される場合の宿直体制の見直しや備品数量の確認すること。

担当 秋田県福祉政策課 地域福祉・監査班
電話 018(860)1316
FAX 018(860)3841